



【固定資産証明等】郵送申請 チェックリスト



必要書類の不足や手数料の過不足があると、証明等を発行できない場合があります。
お手数をお掛けいたしますが、申請前に以下の内容を必ずご確認ください。

1 必要書類の同封

- 固定資産〔証明・閲覧〕申請書（郵送用）（下記2参照）
- 手数料（定額小為替）（下記3参照）
- 返信用封筒（下記4参照）
- その他必要書類（下記5参照）

2 固定資産〔証明・閲覧〕申請書

- 東京都が指定した様式を使用していますか。
- 各欄に記載漏れはありませんか。
※証明書・課税台帳を申請の場合→物件所在地の記載、名寄帳を申請の場合→該当する区の記載がされていますか。
※必ず日中に連絡がとれる電話番号を記載してください。連絡がとれない場合は申請書類等を返却することがございます。
- （申請者が法人の場合）代表者印の押印がされていますか。

3 手数料（定額小為替）

- 有効期限が切れていませんか。
- 過不足はありませんか。
※手数料の計算については東京都主税局HPをご覧ください。固定資産が所在する区の都税事務所にお問い合わせください。

4 返信用封筒

- 切手の貼り忘れはありませんか。
- あて先が記入されていますか。
※証明書等の送付先は、原則、「都税の納税通知書送付先」又は「都税事務所に届けている住所（本店又は主たる事務所の所在地）」となります。その他の住所に送付を希望する場合や代理人の方等が申請する場合は、送付先住所が確認できる書類（官公署が発行した書類に限る。）が必要です（下記5参照）。

5 その他必要書類

<本人が申請する場合>

（「都税の納税通知書送付先」又は「都税事務所に届けている住所（本店又は主たる事務所の所在地）」以外の住所への送付を希望する場合）

- 送付先住所（所在地）が確認できる官公署が発行した書類

<相続人が申請する場合>

- 相続人であることが分かる書類（戸籍謄本等）
※相続人のご生存を確認するため、現在の戸籍謄本等も必要です。
- 被相続人の死亡の事実が確認できる書類（除籍謄本、附票、除住民票等）
- 送付先住所が確認できる官公署が発行した書類

※ 法令等に基づく正当な理由を有する方については、申請可能な証明が異なるほか、上記書類に加えて、賃貸借契約書、強制競売申立書、訴状等の書類が必要となります。
詳細は東京都主税局HPをご覧ください。

<代理人が申請する場合> 代理人が申請する場合は、上記の書類のほか、以下の書類が必要となります。

- 委任状、同意書、代理人選任届等（原本）
※委任者本人の自署又は記名押印が必要です。委任者が法人の場合には、代表者印の押印が必要です。
- 送付先住所（所在地）が確認できる官公署が発行した書類

必要書類の詳細については、東京都主税局HPをご覧ください。固定資産が所在する区の都税事務所にお問い合わせください。



郵送請求先はこちら

点線部分を切り取り郵送時にご利用ください。→

〒112-8787

東京都文京区春日1-16-21

都税証明郵送受付センター 宛